

下呂市高等学校等通学費交付Q&A

●申請と手続きについて

Q1：保護者が両親以外である場合に、申請者になることはできますか？

- ・原則として、下呂市内に在住する親権者（父母）が申請者となりますが、申請者となる監護する保護者が下呂市内に住所を有していれば申請者となれます。
- ・なお、申請者と生徒いずれも市内に在住する者であることが条件となります。

Q2：交付金の申請はいつまでにする必要がありますか？

- ・申請は1月31日までに行ってください。
- ・申請は年に1回のみです。（1回の申請で1年分が交付されます。）

Q3：交付金の申請と受け取り方法はどのように行いますか？

- ・申請はオンラインまたは紙（窓口）で行います。
- ・交付金の請求は交付金申請書兼請求書とするため、改めて請求書を提出する必要はありません。
- ・交付金を振り込む口座と、オンラインでの申請の場合は申請者を認証するためのxID®の登録が必要です。
- ・市では申請書を審査したのちに、適当と認めるときは、申請者が登録する口座に振り込みます。
- ・申請受付後、約1か月から2ヶ月で交付を行います。（申請件数が集中する場合は審査に時間を要します。）
- ・申請書に不備がある場合や、申請内容に確認が必要な場合はお時間をいただく可能性があります。

Q4：同一家庭において2名通学者がいる場合は一度に申請はできますか？

- ・それぞれ1名ごとに申請してください。

Q5：3月中に購入した通学定期券での申請はできますか？

- ・新年度に利用する通学定期券であれば申請できます。

●証明書類について

Q6：高校に在学していることはどのように証明しますか？

- ・学生証または在学証明書の写真（氏名、学校名、学年、年度がわかるもの）を添付してください。

Q7：通学定期券の購入はどのように証明しますか？

- ・通学定期券または領収書の写真を添付してください。
- ・1年分の通学定期券または領収書を添付する必要はありません。1年間の中で購入した1回分（1か

月、3か月、6か月、12か月のいずれか)の通学定期券又は領収書を添付してください。

- ・申請額は1年分の定期購入額から市内通学なら3万円、市外通学なら6万円を控除した額を記載してください。ただし、割引率が高い6か月・1年定期券などの購入金額に換算して交付金額を決定します。

Q8：下宿していることはどのように証明しますか？

- ・下宿等の契約書の写真を添付してください。(下宿等をしていることを証明できる書類)

●対象となる通学手段と範囲

Q9：交付対象となる通学定期券は具体的にどの定期券ですか？

- ・JRの「通学定期券」、濃飛バスの「通学定期券」、げろバス及びデマンドバスの「通学用定期券」が対象となります。

Q10：交付対象となる通学定期券の区間や制限は？

【市内：益田清風高等学校】

- ・市内の駅、バス停から飛騨萩原駅までのJR・濃飛バス・げろバス等が対象となります。
- ・バスとJRの乗り継ぎも対象となります。

【市内：下呂特別支援高等学校高等部】

- ・市内の駅から下呂駅までのJR、市内のバス停等から下呂駅前バス停までのJR・濃飛バス・げろバス等が対象となります。バス通学で福祉パスポートを利用する場合は、一律5千円を交付します。

【市外の高等学校：高山方面】

- ・市内の駅、バス停から高山駅・高山バスセンターまでのJR・濃飛バスが対象となります。
- ・高山西高は市内のバス停から高山西高校バス停までが対象となります。
- ・市内のバス停から市内の駅までの通学定期券は交付の対象外となります。

【市外の高等学校：美濃加茂方面】

- ・市内の駅から古井駅又は美濃太田駅までのJRが対象となります。
- ・市内のバス停から市内の駅までの通学定期券は交付の対象外となります。

【高山駅・美濃太田駅以遠の高等学校】

- ・市内の駅から高山駅又は古井駅・美濃太田駅までの区間です。同駅以遠の区間は対象にはなりません。

【市外の高等学校：中津川市・関市内方面】

- ・市内から出発する交通機関がない場合、中津川市加子母地区から東濃方面の高校の最寄り、関市武儀地区から中濃方面の高校の最寄りまでのバス路線は交付対象とします。

【定時制高校等】

- ・市内の自宅から市外の定時制高校に通学している実績があれば交付対象になります。
- ・自宅学習を主として継続的な通学の実績がない場合は交付の対象になりません。
- ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第6章に規定する高等学校及び第7章に規定する特別支援

学校高等部以外の学校、その他の教育機関への通学は、交付の対象になりません。
ただし、中等教育学校に通うものは、下呂市教育委員会の承認を受けたものに限りです。

●定期券を使用しない場合（一律5千円）

Q11：交付額が5千円となるケースは？

- ・通学定期券の購入費が年間3万円に満たない場合。
- ・通学定期券の購入費から控除額を引いた差額が5千円未満の場合。
- ・通学定期券の購入に対して、他の制度から補助金を受けている場合。
- ・通学が回数券のみの場合。（回数券は交付の対象となりません。）
- ・通学定期券を購入しない場合の通学（徒歩・自転車・保護者（自家用車）による送迎）

●下宿等の場合

Q12：下宿して通学する高校生も対象になりますか？

- ・申請者である保護者が下呂市内に在住して、高校生が市外で下宿しながら通学している場合は、一律2万円を交付します。ただし、保護者と高校生が共に下呂市民である必要があります。
- ・高校生が市内で下宿しながら通学している場合で、生徒を監護し申請者となる保護者と高校生がともに下呂市民であれば、一律2万円を交付します。
- ・家賃が発生しない持ち家等の場合は対象外です。
- ・下宿先から高校までの通学定期券は交付の対象となりません。下宿等の場合2万円のみ交付となります。

●変更・返還について

Q13：交付金を申請したあとに通学方法に変更があった場合はどうすればいいですか？

- ・申請後に退学、休学、転居、通学方法等の変更が発生した場合は、速やかに担当課へ連絡し、変更申請書を提出してください。
- ・別途、変更内容による試算により交付額を算出し有利な額を交付します。
- ・通学定期券の購入費に対する交付と、それ以外の通学方法の交付との併用はできません。

Q14：交付金が返還となるケースは？

- ・申請後に退学、休学、中退により高校に在籍しない事由が発生した場合。
- ・変更申請書が提出されない場合であっても、実績の調査や該当する高校や通学定期券の発行者に対する実態確認などにより、申請内容と実態が異なっていた場合には、交付金の返還請求を行います。
- ・病気療養等のやむを得ない事情により長期欠席した場合については、高校に在籍していれば交付は有効です。

●その他

Q15：普段は下宿していますが、週末のみ公共交通機関を利用して実家に帰っています。この場合交付の対象になりますか？

- ・下宿に対する2万円が交付対象となります。

Q16：やむを得ない事情により、下呂市内に在住しながら他市町村から住民登録を移すことができません。どうしたらよいですか？

- ・DV被害等で住民登録地を変更することが困難である方が申請したい場合には、下呂市まちづくり政策課までご相談ください。